

児童手当の申請をお忘れなく!

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

[じくみ]
支給の対象
児童手当等は、義務教育就学前までの児童を養育している人に支給されます。

ただし、前年（1月から5月分までについては前々年）の所得が一定額以上の場合は支給されません。

児童手当の額（月額）

第1子 5,000円
第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

[申請]
児童手当を受ける対象となつた方は、申請手続きをしてください。
・申請に必要な書類

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。なお、原則として手当は、

- ①認定請求書
- ②年金加入証明書：申請者がサラリーマンの場合
- ③児童手当用所得証明書：



なお、認定された場合、申請を行った月の翌月から支給開始となることから、申請が遅れた分、開始月に影響しますのでご注意ください。

届出

・事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（全ての受給者）

・特例給付の方が退職したとき
・児童と生計を一にしなくなつたり児童を監護しなくなつたとき

・受給対象児童の数が減つたとき
・出生等により支給対象児童が増えたとき

現況届	消滅届	額改定届	請求書
・事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（全ての受給者）	・特例給付の方が退職したとき ・児童と生計を一にしなくなつたり児童を監護しなくなつたとき	・受給対象児童の数が減つたとき ・出生等により支給対象児童が増えたとき	・

受給資格のなかつた方

児童手当の年度は6月に切り替わります。

従いまして、今年5月分までの児童手当について受給資格がなかつた方でも、再度申請すれば、所得や世帯状況を審査した結果、認定されることがありますのでお申し出ください。



問合せ

保健福祉課介護福祉班
☎ 1158

